

〈資料紹介〉

第5、8回帝国議会「北海道土人保護法案」審査特別委員会会議録

小川正人

はじめに

資料

第5回帝国議会衆議院委員会会議録 北海道土人保護法案審査特別委員会会議録

第8回帝国議会衆議院委員会会議録 北海道土人保護法案審査特別委員会会議録

はじめに

1. ここに紹介するのは、第5、8回帝国議会に提出された同名の二つの「北海道土人保護法案」に関する、衆議院の同法案審査特別委員会の会議録である。

これら二つの法律案については、第13回帝国議会において政府提案により成立した「北海道旧土人保護法」に先行する、議員提案によるアイヌ「保護」法案として、「北海道旧土人保護法」の成立過程において少なからず言及されてきた⁽¹⁾。これらの先行研究で既に示されているとおり、第5回帝国議会における加藤政之助⁽²⁾の提出にかかる法案は委員会では修正可決されたものの本会議で否決となり、第8回帝国議会における鈴木充美^{みつよし}⁽³⁾ほか5名提出による法案は委員会付託中に帝国議会閉会により廃案となっている。

それぞれについて、法案の審議日程などを簡単にまとめておく。第8回議会では、法案提出と同じ6名の議員が提出者となって「北海道土人ニ関スル質問」を提出しているため、その日程も併せ

(1) 高倉新一郎『アイヌ政策史』日本評論社、1942年（同『新版』三一書房、1970年）、海保嶺夫「北海道の「開拓」と経営」『岩波講座日本歴史16 近代3』岩波書店、1976年、富田虎男「北海道旧土人保護法とドーズ法一比較史的研究の試み」『札幌学院大学人文学会紀要』45号、1989年、同「北海道旧土人保護法とドーズ法一ジョン・パッチェラー、白仁武、パラビタ、サンロッター」『同前』48号、1990年など。筆者なりの概括と整理は小川『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会、1997年に記した。

(2) 加藤政之助は立憲改進黨（当時の院内会派は議員集会所）所屬、埼玉県選出。加藤については幾つか略伝があるが、この法案提出との関わりでは前掲富田「北海道旧土人保護法とドーズ法一比較史的研究の試み」、浪川健治「加藤政之助と北海道」『地域史研究はこだて』18号、函館市史編さん室、1993年を参照。

(3) 提案者は鈴木のほか佐藤忠望、千葉胤昌、金岡又左衛門、竹内正志、首藤陸三である。鈴木は自由党所屬、三重県選出。同法案の審査特別委員会委員長となった千葉は国民協会、宮城県選出。加藤らを含め、本稿に関係する議員、政府委員については、末尾の表1、2にまとめたので参照されたい。

て掲載する⁽⁴⁾。

第5回帝国議会

1893年11月25日召集 (28日開院式)

- 11月28日 「北海道土人保護法案」提出
- 12月4日 第一読会
- 12月5日 審査特別委員会委員指名
- 12月6日 審査特別委員会開催、委員長及び理事互選
- 12月8日 審査特別委員会開催
- 12月11日 審査特別委員会開催、修正議決
- 12月15日 第一読会の続き。第二読会を開催しないことを議決 (法案廃案)
- 12月30日 議会解散

第8回帝国議会

1894年12月22日召集 (12月24日開院式)

- 1895年 2月 「北海道土人ニ関スル質問主意書」提出
- 2月23日 「北海道土人保護法案」提出
- 3月2日 鈴木充美、「北海道土人ニ関スル質問」提出理由を説明
- 3月14日 第一読会
- 3月18日 審査特別委員会委員指名
- 3月19日 審査特別委員会開催、委員長及び理事を互選
同日午後審査特別委員会開催
- 3月20日 審査特別委員会開催予定、出席委員定員に満たないため延会
「北海道土人ニ関スル質問」に対する内務大臣答弁書提出⁽⁵⁾
- 3月22日 審査特別委員会開催予定、出席委員定員に満たないため延会
- 3月27日 閉会

両法案に関する帝国議会の議事記録のうち、衆議院本会議の速記録については、既に東京大学出版会による復刻版が刊行されている。第5回の本会議分は『アイヌ史 資料編3 近現代資料(1)』(北海道ウタリ協会、1991年)にも掲載されている⁽⁶⁾。しかし今回紹介する委員会会議録は、管限の限り公刊された出版物に掲載されたことはなく、東京大学出版会が復刻した『第五回帝国議会衆

(4) 議事日程はそれぞれの委員会の会議録および『第五回帝国議会衆議院記事摘要』、『第八回帝国議会衆議院記事摘要』および衆議院・参議院編『議会制度百年史 帝国議会史 上巻』1990年、による。

(5) 答弁の要点は「目下事実ニ就キ調査中ニ係リ未タ其ノ結了ヲ告クルニ至ラス依テ今之ヲ弁明スルニ由ナシ若シ不当ノ事アルニ於テハ政府ハ相当ノ処分ヲ行フヘシ」というものであった。

(6) ただし『アイヌ史』では仮名遣いなどを一部現代のものに改めてある。

議院委員会会議録』『第八回帝国議会衆議院委員会会議録』にも掲載はない。本稿で紹介する会議録は、国立国会図書館法令議会議資料室で閲覧および複写が可能である⁽⁷⁾が、復刻版が公刊されたり資料集に収録されていることとの落差は依然として存在している。

本稿の直接の目的は、この“落差”を埋めることにある。同時に筆者にとっては、同法の成立過程に対する問題関心に基づく調査研究の一環でもある。政府提案を可決した議会の議論のみではなく、否決された法案に関わる議論の中にも、同法の特徴の考察に有効な論点は含まれると考えている。

2. 本稿で紹介する委員会会議録は、国会や帝国議会本会議の記録としてよく紹介される速記録とは異なり、筆記による議事の要領の記録を活字化したものである⁽⁸⁾。管見の限り速記録は作成されていない。

当時の帝国議会では、議案を審査する委員会には常任委員会と特別委員会の二つがあった。常任委員会は予算委員会、懲罰委員会、請願委員会の三つであり、会期ごとに委員を選出する。これ以外の議案については、本会議の第一読会が終了した時点でその法案ごとに特別委員会を設置することとなっている⁽⁹⁾。本稿で紹介する委員会はいずれもこれに該当する。特別委員会の委員が通常9名であることは「衆議院規則」に規定がある(第62条)。同規則は委員は議院の選挙により選出するが議長の名指等も可としており(第63条)、議事録を通覧する限りは議長の名指による場合が多

(7) 請求記号 BZ7-012

政府提案の「北海道旧土人保護法案」を審議し可決した第13回帝国議会と併せて、2001年12月時点でのこれらの法案に関する帝国議会の議事記録(速記録または会議録)の復刻版等の刊行状況をまとめると下表のようになる。東京大学出版会はこの時期の帝国議会衆議院の委員会の議事記録を復刻しているが、ここには委員会速記録のみを収録しているようである。

	国立国会図書館法令議会議資料室所蔵	復刻版の刊行	『アイヌ史 資料編』への収録
第5回 本会議	○	○(東)	○
委員会	○	—	—
第8回 本会議	○	○(東)	—
委員会	○	—	—
第13回衆議院本会議	○	○(東)	○
委員会	○	—	○
貴族院本会議	○	○(東)	○
委員会	○	○(臨)	—

「復刻版」の欄の「東」は東京大学出版会、「臨」は臨川書店から刊行されていることを示す。

なお、「北海道旧土人保護法」関連の帝国議会資料を紹介したものには、既に挙げたほか柳下み咲「国立国会図書館所蔵アイヌ関係資料目録2」『アジア資料通報』第31巻第7号、1993年7月、畑野繭子「北海道旧土人保護法」成立関係文献—保護法成立過程とその背景について』『文献探索1999』文献探索研究会、2000年2月がある。

(8) 例えば、第5回帝国議会の12月11日の委員会は会議録によれば約1時間40分間開催されており、活字化された会議録の文字量から比すれば、実際の発言の分量などは相当多いと推測せねばならない。

(9) 「衆議院規則」(1890年12月1日議決)第90条ほか。この箇所を含めた当時の衆議院の諸規定については、衆議院・参議院編『議会制度百年史 議会制度編』1990年、および小林繁夫「帝国議会と国会の議会資料」『レファレンス』478号、国立国会図書館調査立法考査局、1990年11月による。

いようである。

委員会では、「予算委員会其他重要ナル委員会」は速記を付けたが、それ以外の場合は速記が付かず会議録のみが記録となるとされており、本稿で紹介する二つの委員会はいずれもこれに該当したことになる。

第8回帝国議会の委員会で千葉が述べた、アイヌの「酋長」の「悲境」(p9下段～p10)は、土地の「貸下」をめぐる戸長役場の不誠実な対応のため現住地を立ち退かねばならなくなったとするその内容からみて、鈴木、千葉らが提出した「北海道土人ニ関スル質問」に記されているものである⁽¹⁰⁾。ここで千葉自身が「余ハ例ヘ本案ヲ以テセサルモ法律ヲ以テ是等憐ムヘキ土人ニ相当ノ保護与ヘンコトヲ熱望シテ止マサルナリ」(p10上段)と述べているのは、議会の閉会が目前に迫っているなかで千葉らも制定そのものは現実的には展望していないこと、法案提出の意図の一つが「該酋長」の「参考トシテ所持セシ書類」のアピールにあったことの傍証と見るべきだろう⁽¹¹⁾。なお第5回帝国議会で法案提出者であった加藤政之助は、第4回総選挙(1894年)で当選しなかったため、このときは議席を有していなかった。

3. 既往の研究も既に述べているとおり、これら二つの法案は、少なくとも結果的に見れば、可決成立する見通しは乏しかったと言わざるを得ない⁽¹²⁾。

また当然ながら、本稿が紹介する資料はそれぞれの法律案に関する資料の一部であって、この資料のみから両法律案や「北海道旧土人保護法」制定過程等の問題を云々できるものではない。

それでも、会議録からは、いくつかの興味ある論点を抽出できる。

(10) 質問の「主意書」は4項目にわたって問題を指摘しているが、その第3番めにこの千葉の発言に該当する事項がある。この質問については第8回帝国議会衆議院議事速記録に掲載されているほか、小川・山田伸一編『アイヌ民族 近代の記録』草風館、1998年などにも収録されている。また前掲富田「北海道旧土人保護法とドーズ法—ジョン・パチュラー、白仁武、バラビタ、サンロッター」、井上勝生「〈資料紹介〉『北海道土人陳述書』—アイヌ陳述に対する北海道庁弁明書(1895年)一」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』5号、1999年を参照。同時代の新聞・雑誌の論調では上に記したほか伊東正三(伊東山華)の論説(例えば「アイヌ村落を問ふの記」『米沢新報』1896年11月18～21日連載、市立函館博物館所蔵スクラップ『論稿(北海道ニ関スル部 第2)』による)なども参照。

(11) 第8回帝国議会は通常会であり会期は90日となっているため、特に延長をかけない限りは3月下旬に閉会となるのは周知のことであった。実際、本会議第一読会で千葉は、委員会付託などによっては「問ニハ合ヒマセス」と述べて委員会付託を省略しての可決を求め、他の議員からも「委員会ニ付託スルト云フヤウナコトハ否決スルト同ジ語デ、否決ト云フ方ハ委員付託ニ賛成シ又可決ト云フ方ハ既決ニ御同意ニナツテ仕舞ヘバ宜シイ」との発言があった。(この点については前掲高倉『アイヌ政策史』などに既に指摘がある。また議会の情勢については衆議院・参議院『議会制度百年史 帝国議会史 上巻』1990年などを参照した。)

委員会が集会者少数で延期を繰り返したのも、委員たちのこうした脈絡の延長線上の態度であり、この書類が委員会で披瀝される機会を失わせる意味にもなったろう。

(12) 第5回では、高倉新一郎も指摘しているとおり、同盟倶楽部所属の角利助が反対意見を述べ、本会議では角の報告に立川雲平(弥生倶楽部(自由党))が賛同しており、立憲改進黨を除く諸勢力が法案を支持しなかったことがうかがえる。改進黨そのものの姿勢についても、同党の機関誌上加藤の文章(内容は帝国議会本会議での提案理由の説明にはほぼ等しい)が見出せる程度であって、当時のいくつかの紙面などで同党の演説会の模様などをうかがう限りでは、党として挙げて取り組んでいるというふうには到底見えない。第8回議会については上述したとおりである。

一つは、以前にも指摘したことだが、委員会における政府委員らの発言とりわけ法案への反対理由についてである。すなわち、それらの多くは制定法の内容にもあてはまるものであり、このことからすれば後年の政府提案は法の問題点を承知のうえでものだったと考えられることと、だからこそ余計に、議員提案によるアイヌ「保護」の立法を阻もうとする頑なな姿勢をうかがうことができるといふことである⁽¹³⁾。この点、第13回帝国議会では、政府提案による法律案に対し、この第5、8回で見られるような論点はほとんど展開されなかったこととは対照的である。

二つめに、政府委員の説明の中に、同法の制定までの政府・道庁の施策の動向をうかがわせる言辭が見られる場合がある。もとより、会議録の記述には法令や地名などの誤りも散見される⁽¹⁴⁾から、個々の発言内容の事実認定についてはより慎重であらねばならないが、筆者が関心を持った言辭が幾つかある。

例えば第5回帝国議会で政府委員渡辺千秋（前北海道庁長官、このとき内務次官）が、かつて道庁にはアイヌ「保護」について「保護掛ナルモノ」を設けていたが会計法の施行により「此制」を改めたと述べている箇所である。この箇所での続く渡辺の説明の内容については今の筆者にはよくわからぬし、「保護掛」なるものについても、当時の北海道庁の官制を調べた限りでは該当する記述を見出せなかった。この箇所について推測できるのは、「会計法」第四条が「各官庁ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノ、外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス」と規定したことにより、当時アイヌの共有財産を管理していた道庁には、その根拠となる法律ないし勅令が必要となつたろうといふことのみである⁽¹⁵⁾。しかしこのことは、後年の「北海道旧土人保護法」立法化を促す一要因がここに所在していた可能性をうかがわせると筆者は考えている⁽¹⁶⁾。このほか、「付与」した土地の

(13) 前掲小川『近代アイヌ教育制度史研究』126～127ページ。改めて列記すれば、

- ・アイヌとシャモ（和人）との区別が困難であり法の対象となるアイヌの特定が困難だと述べていること（第5、8回）
 - ・アイヌは農業を好まない又は適さない等の見解を示し、土地の下付による農耕に疑問を呈していること（第5、8回）
 - ・アイヌは「土人」という名称を嫌うので法律に「土人」の呼称を冠することは「進化上ニ障碍」があると述べたこと（第5回）
- などである。

このほか、議員からの発言ではあるが、アイヌに下付する土地を居住地近傍と規定している条文に対し、そのような土地の下付では「土地ノ区画上ニ障害ヲ来サ、ルヤ」との指摘が見られること（第5回）も、後年、実際に給与地よりも植民地区画が優先された事例からみて興味深い。また、こうした点をさらに敷衍すると、政府サイドでは同法の施行についての問題点がいくつか自覚されていた（その意識の仕方の妥当性は措くとしても）にもかかわらず、別の政治・行政上の要素により制定に至ったという経緯を推定できそうである。

(14) これらについては資料の注記などで指摘した。

(15) この点については高倉新一郎『新版 アイヌ政策史』三一書房、1972年、502ページに間接的ながら言及が見られる。

(16) 同法の成立過程についての研究史は、①もっぱらアイヌの「窮状」への「保護」だと説明してきた喜多章明『北海道旧土人保護沿革史』（北海道庁、1934年）のような叙述に対し、②主に1970年頃から、このような説明を批判しアイヌ政策史を日本国家の近代史と関連づけてとらえようとする姿勢のもと、北海道開拓政策の展開過程との関連、台湾領有などの日本国家のいわゆる植民地統治の展開、「内地雑居」の実施にともなう外国人宣教師対策といった、言わば周辺や外部の情勢が指摘されるに至っているが、③いっぽうで、アイヌの居住・使用する土地の法的裏付けの必要といった、言わば為政者の施策に内在する要因にも注意をはらう必要があるとの指摘もなされている。——という整理が可能かと考えている。共有財産と会計法との問題はこの③の論点に関わる可能性があるかと筆者は感じている。なおこの点については、山田伸一「十勝における北海道旧土人保護法による土地下付」（『北海道開拓記念館研究紀要』第25号、1997年3月）201ページの整理から示唆を受けている。

保護に関わって「養子相続及債権ノ担保等ノ場合ニ於ケル効果」を「精密ニ規定」する必要を論じた言(第5回帝国議会、都築馨六)は、後年の政府提案の法の規定との対比あるいはそこに至る検討過程の情報として参照できよう。また「本案ヲ法律トナストキハ土人ニ必ス土地ヲ附与セサルヘカラス」(第5回)と述べた政府委員の認識も、なぜ政府自身が土地の附与を要件と認識したかという観点から検討してみる意味があるのではないかと筆者は考えている。

三つめに、アイヌを「無知」「怠惰」と決めつける議論や、アイヌの窮乏をアイヌの自責に帰する議論、断片的な見聞や情報に基づきアイヌの状況を云々する議論などが、この会議録中にも頻繁に登場することである。もちろんこのような言辞はこの資料に固有の問題というわけではないが、資料中に見られる問題点である以上、繰り返し指摘しておく必要があると考える。特に、政府委員が「諸君モ知ラルル如ク」(p2下段)といった説明をしている点には、「周知」であることを与件とする物言いこそが、なおさらそうした情報を無意識下のうちに「周知」へと浸透させるのではないかということを指摘しておきたい。

4. 本稿はあくまで、冒頭に述べた目的により会議録を紹介し、若干の解説を加えたにとどまる。会議録そのものに即しては、当時の帝国議会の慣習、会派、関係者の履歴⁽¹⁷⁾と動向などを情報を補い、議事の過程を議場の内外を視野に入れて解明していくことが必要である。

そして、このような作業も併せつつ、「北海道旧土人保護法」の成立過程を、状況証拠的な周囲の要素と、より為政者の営為に内在する要素との双方から解明していくことを引き続き自らに課しておきたい。

本資料を筆者が入手したのは1985年の10月、大学の卒業論文のための資料収集のときである。このとき筆者の再三におよんだ依頼に応じて資料調査に尽力して下さった北海道大学教育学部図書掛および国立国会図書館法令議会議会資料室に改めて謝意を表したい。また今回の調査では、この二つの機関のほか次の機関・個人に資料の閲覧・複写等について便宜をはかっていただいた。文献調査に際しては国立情報学研究所のデータベースを援用した。このほか、モニターとして本稿を読んだ方からも貴重な指摘をいただいている。記して感謝したい。

北海道立文書館 北海道議会図書室 北海道大学附属図書館
国立国会図書館法令議会議会資料室 三重県立図書館 京都府総合資料館
黒井茂 麓慎一 山田伸一

(17) 例えば第5回帝国議会で委員となっている井上角五郎について近藤吉雄編『井上角五郎先生伝』井上角五郎先生伝記編集会、1943年(復刻、大空社、1988年)がある(この文献は麓慎一氏の教示による)。

表1 審査特別委員会委員一覧

氏名	摘要	生没年	選挙区	所属会派
加藤 政之助	第5回提案者、委員会委員長	1854～1941年	埼玉県	改進黨
角 利助	第5回委員会理事	1853～1928年	三重県	同盟倶楽部
百万 梅治	第5回委員	1858～1896年	石川県	自由党
大野 亀三郎	第5回委員	1861～1914年	岐阜県	国民協会
井上 角五郎	第5回委員	1859～1938年	広島県	井角組
石原半右衛門	第5回委員	1847～1930年	京都府	政務調査所
菊地 九郎	第5回委員	1847～1926年	青森県	自由党
飯村 丈三郎	第5回委員	1853～1927年	茨城県	東洋自由党(会期中会派解散)
児玉 仲治	第5回委員	1849～1909年	和歌山県	(無所属)
鈴木 充美	第8回提案者	1854～1930年	三重県	自由党
千葉 胤昌	第8回提案者、委員会委員長	1842～1914年	宮城県	国民協会
金岡又左衛門	第8回委員会理事	1864～1929年	富山県	立憲革新党
平田 箴	第8回委員	1855～1925年	岩手県	自由党
首藤 陸三	第8回委員	1851～1924年	宮城県	改進黨
関 信之助	第8回委員	1853～1917年	茨城県	自由党
浜田 儀一郎	第8回委員	1842～1914年	兵庫県	自由党
久保田 右作	第8回委員	1858～1923年	新潟県	改進黨
橋本平左衛門	第8回委員	1856～1920年	秋田県	立憲革新党
南 島 間作	第8回委員	1863～1899年	富山県	無所属

凡例：「選挙区」は道府県までを記した。「所属会派」は当該議会当時のものを記した。

出典：衆議院・参議院編『議会制度七十年史 衆議院議員名鑑』（1962年）、同『議会制度百年史 院内会派編 衆議院の部』（1990年）などを参照して作成した。

表2 関係政府委員

氏名	摘要	役職	備考
渡辺千秋	第5回政府委員	内務次官	前北海道庁長官
都築馨六	第5、8回政府委員	第5回：内務省参事官(兼法制局参事官) 第8回：内務省参事官兼土木局長	

出典：『内務省人事総覧』第1巻（日本図書センター、1990年）を参照した。原資料は『官員録』である。

土人カ明治二十五年ニ北海道土地貸下規則ノ新ニ制定セラレタルニ依リ改メテ土地ノ貸下ヲ願ハンタメ戸長役場ヲ經テ道庁ニ

明治二十八年三月二十二日午前十一時集會

出席委員

出願ニ及ヒシニ暫ク經テ右ノ土地ハ既ニ先キニ貸下ヲ出願シ許可ヲ得タルモノアルヲ以テ道庁ニ出願スルモ徒勞ナリトテソノ願書ハ役場ヨリ直チニ却下セラレタリ十六年ヨリ今日マテ永住セシ人ハ目下立去ラサルヲ得サルノ悲境ニ陥リ該長ノ酋長ハ這般出京シテ帝国議會ニ之カ保護ヲ求メンコトヲ請ヘリ其実情誠ニ憐ムニ堪ヘタリ余ハ例ヘ本案ヲ以テセサルモ法律ヲ以テ是等憐ムヘキ土人ニ相当ノ保護ヲ与ヘンコトヲ熱望シテ止マサルナリ該酋長ノ參考トシテ所持セシ書類夥多アルモ本日ハ不幸ニシテ之ヲ持參セザリシヲ以テ次回ニ該書類ヲ參考トシテ諸君ノ回覽ニ供シ然ル後再ヒ審議スヘシ

千葉 胤昌君 浜田儀一郎君 平田 箴 君
委員長ハ出席委員定数ニ滿タサルヲ以テ延會ヲ命ス

ハ結了ニ至ラス

明治二十八年三月二十五日帝國議會ノ閉會ヲ命セラルル依テ本委員會右衆議院規則第五十八條ニ依リ會議録ヲ作ル

明治二十八年三月二十三日

是ニ於テ委員長ハ散會ヲ命ス于時午後三時三十分ナリ

委員長 千葉 胤昌
理事 金岡又左衛門

明治二十八年三月二十日午前十一時集會

出席委員

千葉 胤昌 君 浜田儀一郎君 久保田右作君
委員長ハ出席委員定数ニ滿タサルヲ以テ延會ヲ命ス

(8) 「北海道土人ニ關スル質問主意書」に「明治廿五年北海道土地貸下規則改正以來」との字句が見られるので、このことを指した言と推測するが、このような名称の法令は確認できない。法令は「北海道土地私下規則」(一八八六年六月閣令第一二六号、同規則制定により、一八七二年公布「北海道土地売賃規則廢止」)のことを指しているのかも知れないが、ここだけでは判断できない。この点についてはこの「質問」をめぐって北海道庁側が作成した弁明書にも言及が見られる。前掲井上勝生「へ資料紹介」『北海道土人陳述書』—フェイス陳述に対する北海道庁弁明書(一八九五年)—参照。またこの発言冒頭の「沙流郡日高村」も、「質問主意書」による限りは同郡平賀村、紫雲古津村のことか。

千葉 胤昌君 金岡又左衛門君 関 信之介君

久保田右作君 橋本平左衛門君 南島 間作君

平田 箴 君

委員長ハ開議スヘキ旨ヲ告ク

都筑馨六君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

北海道土人ニ付テハ政府ハ既ニ学校衛生其他ニ付行政処分ヲ以テ相当ノ保護ヲ与ヘツ、アリ然ルニ本案ノ如ク法律ヲ以テ一ノ特別ナル權利ヲ与ヘントスルニハコレカ実行上甚タ困難ヲ感スヘシ第一土人ト内地人ノ區別明カナラスシテ如何ナル範圍マテハ土人トシテ本法ノ權利ヲ付与スヘキヤヲ決定スルハ甚タ難シ戸籍簿ニハ土人モ内地人同様ノ氏名ヲ付シアルヲ以テ果タシテ純然タル土人ナルヤ又ハ内地人ノ久シク北海道ニ移住セルモノナルヤ否ハ戸籍簿ヲ以テ區別スル能ハス且ツ又特ニ土人タルノ名称ヲ付セラルルヲ嫌ヒ風俗習慣等モ漸ク内地人ヲ擬シ殆ント内地人ト異ナラサルモノ、存スルニ至レリ行政上ノ処分ニ於テハ内地人ト土人トヲ區別スルニハ甚タシキ困難ナシト雖モ法律ヲ以テ一ノ權利ヲ一方ニ与フルニハ其間確固タル區別ノ標準無ルヘカラス然ラサレハコレカ実施ノ上ニ於テ甚タシキ困難ヲ感スヘシ第二第四条ニ於テ第一条ノ効力ヲ保タシメタリト雖モ尚ホ養子縁組ヲ禁セサル以上ハ完全ノ効力ナシ第三土人ノ農業ヲ厭フニアリ明治八年スイスカル〔対雁〕ノ土人ヲ明治十八年バルモシヤ〔幌筈〕ノ土人ヲシコクタニ移住セシメシモ其結果甚タ佳ナラスコレ北海道土人ハ尚ホ未タ狩漁時代ノ民ニシテ農耕時代ノ民ニアラサル如シ蓋シ数年又ハ数十年後ノ結果ヲ予想シテ未開ノ荒地ヲ開拓スル如キハ彼等能力

ノ及ハサルトコロニシテ目前利益ノ顕ハルル狩漁ニ依リ生活ヲ営ミ水草ヲ逐フテ移転スルニ過サルナリ故ニ本案ニ依リ土人ニ保護ヲ与フルモ却テ其利益ヲ他人ニ占メラル、ノ結果ナキヲ保スヘカラスコレ政府カ本案ニ反対セサルヲ得サルノ理由ナリ

南島間作君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス

目下政府ハ北海道ノ市町村制ヲ編成シツ、アリト聞ク同法ハ土人保護ニ付テハ如何ナル方針ナリヤ

都筑馨六君ハ左ノ答弁ヲナス

北海道土人トシテ特別ニ保護ノ方法ヲ与ヘサルモ尚ホ内地ニ新ニ開設セラレタル町村ト同シク相当ノ保護ヲ与フヘシ

南島間作君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス

戸籍簿ノ存スル以上ハ精密ニ調査スレハ内地人ト土人トヲ區別スルハ難カラサルヘシト信スルモ政府委員ハ極メテ困難ナリト述フ如何ナル理由ナリヤ現ニ内地人ト土人トハ其氏名ニ於テモ著シキ差異アルニアラスヤ

都筑馨六君ハ左ノ答弁ヲナス

戸籍簿ヲ始めテ編成シタル際ニ土人ハ内地人ニ依頼シ新ナル氏名ヲ付シタルヲ以テ或ハ楠正成或ハ紀伊国屋文左衛門等ノ内地人同様ノ氏名ヲ戸籍簿ニ記入セシヲ以テ何レカ真ノ土人ナルヤ又ハ久シキ以前ニ内地ヨリ移住セシモノナルヤヲ區別スル能ハス加之土人ハ生年月ヲ知ラサルヲ以テ今日遡リテ戸籍簿編成ニ付調査スルコトハ到底能ハサルナリ

委員長ハ左ノ意見ヲ陳述ス

明治十六年ニ北海道庁ノ命ニ依リ日高国沙流郡日高村ニ居住セシ

第八回帝國議會衆議院委員會會議錄 北海道土人保護法案
審査特別委員會會議錄

〔法案〕

北海道土人保護法

第一条 北海道土人ニシテ既ニ土地ヲ開墾シタル者ハ其ノ土地ノ所有權ヲ取得ス

第二条 前条ニ依リ取得スヘキ土地一戸ニ付一万五千坪ニ達セサルトキハ其ノ額ニ達スルマテノ未開墾地ヲ其ノ住所近傍ノ地ニ於テ付与ス

毫モ開墾セル土地ヲ有セサル者ハ一戸ニ付新ニ一万五千坪ノ未開墾地ヲ其ノ住所近傍ノ地ニ於テ付与ス

第三条 土人ハ前二条ニ依リ取得セル土地ノ外尙普通土地貸下規則ニ依リ土地ノ貸下ヲ出願スルコトヲ得

第四条 第一条第二条ニ依リ土人ノ取得シタル土地ハ其ノ取得シタル日ヨリ起算シ五十箇年間売買譲与質入書入抵当ト為スコトヲ

禁ス

第五条 第二条ニ依リ付与セラレタル土地ニシテ十五箇年内ニ開墾シ終ラサルトキハ其ノ未開墾地ヲ官ニ没収ス

第六条 北海道庁長官ハ土人ノ土地開墾共有金保存ノ方法教育ノ保護奨励及衛生等ニ関スル特別取締規則ヲ設ケ主務大臣〔議事録掲載は「内務大臣」〕。提案者が第一読会冒頭で「筆耕ノ誤リ」と述べ訂

正〕ノ認可ヲ經テ施行スヘシ

第七条 此ノ法律ハ明治二十八年四月一日ヨリ施行ス

○北海道土人保護法案審査特別委員會會議錄

委員成立

明治二十八年三月十八日鈴木充美君外五名提出北海道土人保護法案ニ付本院ノ決議ニ依リ議長ノ指名ヲ以テ総議員中ヨリ九名ノ審査特別委員ヲ選定ス其氏名左ノ如シ

平田 箴 君 千葉 胤昌君 首藤 陸三君
関 信之介君 浜田箴一郎君 久保田 右作君
橋本平左衛門君 南島 間作君 金岡又左衛門君

明治二十八年三月十九日午前十一時委員長及理事互選ノ為メ參集ス其氏名左ノ如シ

千葉 胤昌君 金岡又左衛門君 南島 間作君
関 信之介君 久保田 右作君

是ニ於テ委員長ニハ年長者千葉胤昌君理事ニハ年少者金岡又左衛門君ヲ推薦セシニ承諾セラレタリ

明治二十八年三月十九日午後二時開會

出席政府委員

都筑馨六君

出席委員

委員長ハ第八條ニ移ルヘキ旨ヲ告ケ且本條モ亦タ第一條ト同一ノ理由ナルニヨリ各員異議ナクンハ削除ニ決スル旨ヲ告ク

異議ナシ 可決

委員長ハ第九條ニ移ルヘキ旨ヲ告ク

井上角五郎君ハ左ノ修正動議ヲ提出ス

北海道長官ハ区戸長ニ命シ其町村内在住ノ土人ニシテ重病ニ罹ル者アルヲ発見スルトキハ其接近地ノ醫師ニ囑托シテ治療ヲ施サン

メ其ノ薬価ヲ給与ス

委員長ハ各員異議ナクンハ井上角五郎君ノ修正説ニ決スヘキ旨ヲ告ク

異議ナシ 可決

委員長ハ本案ノ審査終了セシ旨ヲ告ク

角利助君ハ衆議院規則第五十七條ニ依リ少数者ノ意見ヲ報告スル

旨ヲ告ク

是ニ於テ委員長ハ閉会ヲ宣告ス于時午後零時二十分ナリ

右衆議院規則第五十八條ニヨリ会議録ヲ作ル

明治二十六年十二月十二日

委員長 加藤政之助

理事 角 利助

(6) 「衆議院規則」(二八九〇年二月一日議決)第五七條「委員会ニ於テ少数ヲ以テ廢棄セラレタル意見ヲ議院ニ提出セムト欲スル者出席委員ノ三分ノ一ニ及フトキハ委員会ノ報告ト俱ニ其ノ意見書ヲ提出スルコトヲ得」(衆議院・參議院編『議會制度百年史 議會制度編』一九九〇年。以下、帝國議會の規則類は同書による)。會議録からうかがう限りは、少くとも飯村丈三郎、菊地九郎と角利助の三名で出席委員の三分の一となる。
(7) 「衆議院規則」第五八條「委員会ハ委員會會議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ數決議ノ要領其他重要ノ事件ヲ記載スヘシ」

委員長ハ第三条ニ移ルヘキ旨ヲ告ク

石原半右衛門君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

直ニ金錢ヲ与ヘスシテ現品ヲ以テ附与センコトヲ望ム夫ハ彼等ハ未タ適當ニ使用スルノ道ヲ知ラス猥ニ詐欺セラル、ノ弊ヲ防カンカ為メナリ

井上角五郎君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

現品ヲ附与セントセハ會計ノ錯雜ヲ極ムルヲ以テ特別會計ノ制ヲ設ケサルヘカラス若カス農具ノ補助費トシテ支給セハ如何

大野亀三郎君ハ石原半右衛門君ニ賛成ス

百万梅治君ハ石原半右衛門君ニ賛成シ左ノ意見ヲ述ヘ併セテ修正説ヲ提出ス

比較上物価ノ騰貴セル北海道ト雖式拾円ノ農具ハ過分ナリト思惟スルヲ以テ余ハ左ノ如ク修正セントス

土地ノ開墾ニ従事スル土人ニハ農具及種穀ヲ給与ス

農具ハ其ノ価一戸拾円ヲ限リトシ種穀ハ成墾地一段歩毎ニ其初

年ニ限り価式円ヲ限リトス

賛成者アリ

委員長ハ百万梅治君ノ修正説ニ付採決ス

多数 可決

委員長ハ第四条ニ移ルヘキ旨ヲ告ケ続テ各員異議ナキモノト認ムルヲ以テ原案ニ可決シ併セテ第五条ニ移ルヘキ旨ヲ告ク
大野亀三郎君ハ左ノ動議ヲ提出ス

本条ハ甚タ不完全ナリト云ハサルヘカラス何トナレハ十五年間ノ成墾甚タ長キニ失スルノミナラス開墾上尠カラサル障碍ヲ来シ種

々ノ弊害ヲ醸成スルヲ以テ余ハ猶ホ一層嚴密ナル制裁ヲ加ヘサルヘカラサルモノト思惟スルヲ以テ左ノ如ク修正セントス

土地ノ附与ヲ受ケタル日ヨリ滿一箇年以内ニ著手セサルモノハ其附与地ヲ没収シ向十箇年間ヲ経ルモ尚成墾セサルトキハ其ノ地ニ限り没収ス

賛成者アリ

委員長ハ大野亀三郎君ノ修正説ニ付採決ス

多数 可決

委員長ハ第五〔ママ、六カ〕条ニ移ルヘキ旨ヲ告ケ本条ハ第一条ト同一ノ理由ナルニヨリ各員異議ナクハ削除ニ決スル旨ヲ告ク

異議ナシ 可決

委員長ハ第七条ニ移ルヘキ旨ヲ告ク

石原半右衛門君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

余ハ第三条ノ理由ト同シク金錢ヲ改メテ直ニ所用ノ物品ヲ附与セシコトヲ望ム

井上角五郎君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

法律ヲ以テ僅ニ教科書及要具等ヲ一々物品トシテ給与セントスルトキハ其煩雜決シテ堪ユヘカラス寧ロ法律ハ金錢ヲ以テ之ヲ給与シ行政官又ハ小学校教員等ヲシテ成ヘク現品ヲ購買シ之ヲ給与ス

ルノ訓諭ヲナスヲ優レリトス而シテ授業料ハ従来ト雖モ免除スルヲ以テ本条ニ於テ之ヲ削除スルノ動議ヲ提出ス

賛成者アリ

委員長ハ井上角五郎君ノ削除説ニ付採決ス

多数 可決

委員長ハ井上角五郎君ノ削除説ニ付採決ス

井上 角五郎君 大野亀三郎君 角利 助君

委員長ハ開会ノ旨ヲ告ク

井上角五郎君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス

土人ノ戸籍ヲ知ルコトヲ得ルヤ

都筑馨六君ハ左ノ答弁ヲナス

知ルコト難シ戸籍編制ノ際内地人ト同様ノ姓名ヲ附セリ

委員長ハ本案全体ニ関シ採決スル旨ヲ告ケ第一ニ飯村丈三郎君及菊

池九郎君ノ不必要説ニ付採決ス

少数 否決

委員長ハ百万梅治君ノ延期説ニ付採決ス

少数 否決

是ニ於テ委員長ハ本案逐条審議ニ移ルヘキ旨ヲ告ケ第一条ニ付異議

ノ有無ヲ諮フ

菊池九郎君ハ加藤政之助君ニ左ノ質問ヲナス

本案ニ於テ漁業ノ規定ナキハ如何

加藤政之助君ハ左ノ答弁ヲナス

漁業ハ従来営ム所ナルヲ以テ敢テ規定セス

百万梅治君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

本案第一条ハ訓令ノ範圍ニ属スルモノト思惟スルヲ以テ削除スヘ

シ 井上角五郎君ハ百万梅治君ニ賛成シ併セテ左ノ意見ヲ陳述ス

法律ヲ以テ強テ農業ニ転セシメントスルハ反テ滅亡ヲ招クカ故ニ

本条ヲ規定スルノ要ナシ

是ニ於テ委員長ハ第一条削除説ニ付採決ス

多数 可決

委員長ハ第二条ニ移ルヘキ旨ヲ告ク

都筑馨六君ハ参考トシテ左ノ意見ヲ述フ

現行法ハ土人タルト内地人タルトヲ問ハス一万五千坪ヲ貸与スル

規定ナリ然ルニ本条ヲ見ルニ在住接近地ニ於テ附与スヘシトアリ

屢々陳述セルカ如ク土人ハ各所ニ散在シテ部落ヲナスヲ以テ此等

ノモノニ向ツテ一々其接近地ニ於テ土地ヲ附与スルトキハ之レカ

為メニ橋梁ヲ架シ渠溝ヲ通スル等道路ヲ開設セサルヘカラス之レ

幾多ノ費用ヲ要スルノミナラス監督上ニ於テ尠カラサル困難アリ

大野亀三郎君ハ左ノ弁論ヲナス

本条ノ規定ハ土地ノ区画上ニ障害ヲ来サ、ルヤヲ憂フ

児玉仲児君ハ左ノ弁論ヲナス

本案ヲ法律トナスニ当ツテハ先ツ土人ノ原簿ヲ調製セサルヘカラ

ス果シテ之ヲ調製スルコトヲ得ルヤ

井上角五郎君ハ左ノ答弁ヲナス

本案末条ニ規定セハ如何

井上角五郎君ハ左ノ修正動議ヲ提出ス

土人ニシテ農ヲ業トセンコトヲ希望スル者アルトキハ北海道長官

ハ一戸一万五千坪以内ノ未墾地ヲ附与スヘシ

前項ノ土地ハ向三十年ヲ経ルトキハ地価ヲ定メ地租ヲ課スルモノ

トス

賛成者アリ

委員長ハ井上角五郎君ノ修正説ニ付採決ス

多数 可決

事ヲナスモノ僅少ナラス彼等ハ性質上農業ヲ好マサルニアラス之ヲ保護セハ必ス其効ヲ奏スル決テ難シトセス

都筑馨六君ハ参考ノ為メ左ノ意見ヲ陳述ス

土人ハ土人テフ称名ヲ附スルヲ厭悪スルヲ以テ本案ノ如ク土人ナル名称ノ下ニ置クハ進化上ニ障碍ヲ及サ、ルヤ

石原半右衛門君ハ加藤政之助君ニ左ノ質問ヲナス

土人ト内地人トヲ區別スルノ標準ニ付尊慮如何

加藤政之助君ハ左ノ答弁ヲナス

斯ハ行政官ノ認識ニ一任セハ可ナラン

石原半右衛門君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス

政府ハ土人ヲ保護スルノ計画アリヤ

都筑馨六君ハ左ノ答弁ヲナス

政府ハ土人ヲ直接ニ保護セス然レトモ衛生及教育等ニ於テ間接ニ

保護スルノ考案ナリ

委員長ハ最早質問モ結了シタリト認ムルヲ以テ本案大体ニ関シ賛否

ヲ諮ル

飯村丈三郎君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

大体ニ於テ本案ハ不必要ナリト思惟ス何トナレハ土人ノ區別シ難

キ保護ノ方法其宜シキヲ得ス且ツ強テ之ヲ施行センカ詐欺横行シ

テ本案ノ目的ヲ達スルコト能ハス故ニ暫ク一般法律ノ範圍ニ於テ

保護スルヲ可トス

大野亀三郎君ハ加藤政之助君ニ左ノ質問ヲナス

地租ノ附課法ハ如何

加藤政之助君ハ左ノ答弁ヲナス

地租ノ附課ハ一般ト異ルコトナン唯地代ヲ徴セサルノミ

菊池九郎君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

彼等ヲ愛憐スルノ情ハ同感ナレトモ到底本案ヲ実施スルコト能ハ

サルヲ以テ余ハ飯村丈三郎君ニ賛成ス

石原半右衛門君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

蒙昧ナル土人ヲシテ内地人ト一般法律ノ下ニ立ツハ其權衡ヲ得サ

ルヲ以テ宜シク特種ノ保護ニヨリ支配スルヲ可トス従来ノ法規ハ

不完全ナルヲ以テ此際特ニ郡長戸長等ヲシテ及フ限りノ保護ヲナ

サシムルノ法ヲ制スルハ余ノ最モ企望スル所ナリ本案ニ於テ余ハ

法案ニ付多少ノ意見ナキニシモアラサルモ先ツ大体上必要トシテ

賛成ス

百万梅治君ハ左ノ動議ヲ提出ス

本案保護ノ方法ヲ講究センカ為メ一ヶ年延期セントス

委員長ハ議決ヲ次会ニ延期スヘキヲ述フ

異議ナン

是ニ於テ委員長ハ來ル十一月九日午前第九時開会ノ旨ヲ告ケ散会ヲ命ス

于時午前第十一時十五分ナリ

明治二十六年十二月十一日午前第十時四十分開会

出席政府委員

都筑 馨六君

出席委員

石原半右衛門君

菊池 九郎君

飯村丈三郎君

児玉 仲児君

加藤政之助君

百万 梅治君

ニ一任シ本案ヲ法律トナスニ付テハ敢テ諸君ノ考一考ヲ煩ハス
飯村丈三郎君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス

余ハアイヌ風俗誌⁴ヲ閱スルニ胆振日高ノ地方ニ在リテハ農業ニ
従事スルモノ千余戸ニシテ大凡一戸一町歩ノ耕作地ヲ有シ其收穫
モ亦タ豊ラスト然ルニ実見セシ者ニ聞クニ現ニ箱^{マユ}館近傍数戸ニ
過キス其他ハ概ネ漁獵ニ従事シテ耕作ノ利ヲ知ラスト果シテ如何
渡辺千秋君ハ左ノ答弁ヲナス

土人ノ都会トモ称スル猿³ノ郡ニテハ現ニ耕作ニ従事スルモノ少
カラス彼等ハ耕作ノナシ能ハサルニアラス唯タ其特性トシテ群居
スルヲ厭ヒ河辺ニ住シテ寡居スルヲ好ムカ故ニ其性質上ヨリ農業
ニ適セス

飯村丈三郎君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス
シコタンニハ耕作者アリヤ
渡辺千秋君ハ左ノ答弁ヲナス

耕作ニ従事スルモノアレトモ人口漸次ニ減少ス斯ハ同族結婚及早
婚ノ弊ニシテ通常十三四歳ニシテ婚シ十五六歳ニシテ児ヲ挙クル
ヲ以テ多クハ夭折シ特ニ婦人ハ概ネ微毒疾ヲ有ス
石原半右衛門君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス
金銭ヲ附与スルモ内地人ノ為メニ詐取セラル、ノ恐アリ物品ヲ以

テ附与セントセハ郡役所其他ノ官衙ニ於テ斡旋スルコトヲ得ルヤ
渡辺千秋君ハ左ノ答弁ヲナス

戸長役場ニ於テセハ或ハ可ナラン然レトモ数村合シテ一戸長役場
ヲ設置スルヲ以テ遠キニ過ルノ困難アリ
都筑馨六君ハ左ノ意見ヲ陳述ス

本案ヲ法律トナストキハ土人ニ必ス土地ヲ附与セサルヘカラス然
ルニ土人ノ範圍ヲ定ムルノ困難アリ而シテ仮シ之ヲ規定シタリト
スルモ本案第四条ヲ見ルニ其土地ハ三十ヶ年間売買譲与ヲ禁スル
モノ、如シ果シテ然ラハ養子相続及債權ノ担保等ノ場合ニ於ケル
効果モ亦タ精密ニ規定スルニアラスハ奸悪詐欺並ヒ行ハレテ弊
害百出スルニ至ラン敢テ諸君ノ参考ニ陳述ス

石原半右衛門君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス
土人ノ教育保助トハ如何
都筑馨六君ハ左ノ答弁ヲナス

概ネ小学校教員ヲ保助スルナリ一般ノ保護ハシコタンニ限ル
加藤政之助君ハ本案提出者トシテ左ノ弁明ヲナス
大体ニ於テハ政府委員ノ説明ニ異議ナシ然レトモ行政庁ニ一任ス
ルノ点ニ付テハシムシバラムシロノ不結果ナル実例ヲ以テ北海道
全体ニ及スハ其当ヲ失スルニアラサルカ日高近隣ハ現ニ土人ノ農

- (1) この選挙の投票数の合計は合わないが詳細はわからない。
 (2) 一八八九年二月一日公布法律第四号の「會計法」と推察する。この箇所については「はじめに」参照。
 (3) ここについても法令の詳細は未確認である。
 (4) 書名から類推するに、村尾元長『あいぬ風俗略誌』北海道同盟著訳館、一八九二年のことか。同書中第八「農耕 漁獵 授産保護」の末尾に農耕授産の記述がある。ただし農耕従事者数などの数字はこの発言とは合わない。当時の雑誌に村尾『あいぬ風俗誌』なる図書の広告が見えるが実物は未見である。
 (5) 沙流か。

是ニ於テ年長者石原半右衛門君ヲ以テ投票管理者トシ委員長及理事ヲ互選ス其結果左ノ如シ

委員長選挙ノ結果

三点 加藤政之助君 一点 石原半右衛門君

理事選挙ノ結果

二点 角 利 助君 一点 百万 梅 治君

一点 児玉 仲児君 一点 石原半右衛門君

一点 大野亀三郎君

以上ノ結果ニ依リ委員長ニハ加藤政之助君理事ニハ角利助君当選セリ委員長ハ来ル八日午前第九時開会ノ旨ヲ告ケ散会ヲ命ス于時午前第十一時三十分ナリ

明治二十六年十二月八日午前第十時十分開会

出席政府委員

渡辺 千秋君 都筑 馨六君

出席委員

大野亀三郎君 石原半右衛門君 飯村丈三郎君

加藤政之助君 角 利 助君 児玉 仲児君

百万 梅治君 菊池 九郎君

委員長ハ開会ノ旨ヲ告ク

大野亀三郎君ハ政府委員ニ左ノ質問ヲナス

北海道土人ニ関スル特別ノ制規アリヤ

渡辺千秋君ハ左ノ答弁ヲナス

會計法^② 実施以前ニ於テハ北海道庁ニ保護掛ナルモノヲ設ケ土人

ノ保護ヲナセンモ會計ヲ整理スルニ際シ此等特別ノ制ヲ設クルヲ得サルヲ以テ全ク此制ヲ廢シ現今ニテハ一般ニ閣令第十四号ヲ以テ土地下渡規則ヲ施行ス^③

角利助君ハ政府委員ニ本案全体ノ意見ヲ問フ

渡辺千秋君ハ左ノ答弁ヲナス

本案ニ対シテハ内務大臣モ施政上絶対的ニ不同意ヲ表セサルノミナラス若シ施行上好結果ヲ見ルコトヲ得ヘクンハ賛同スルノ意ナリ然レトモ本案実施ニ関シ尠カラサル困難アリ参考ノタメ左ニ陳述セン政府ハ既ニ二十七年年度予算ニ提出セルカ如ク北海道教育費衛生費等ノ如キハ本来北海道全体ニ対スルモノナレトモ其使用ノ大半ハ土人ヲ保護スルノ目的ナリ然レトモ土地ニ関シテハ内地人タルト土人タルトヲ問ハス法規上其區別ヲナサス各自其資力ニ応ジテ貸与スルノ制ナリ元来土人ノ状態ハ諸君モ知ラル、如ク水草ヲ逐フテ各所ニ移転シ専ラ漁獵ヲ業トスルノ他ニ生活ノ途ヲ知ラサルヲ以テ今日彼等天然固有ノ業務ヲ変セシメ農事ニ従事セシムルモ決シテ其好果ヲ期スル能ハス要スルニ土人ハ猶ホ耕牧ノ時代ニ進歩セサルヲ以テ土地ノ善良ナル財産タルヲ弁スルノ能力ナシ故ニ仮令彼等ニ金錢其他物品ヲ与ヘテ農事ヲ奨励スルモ智識ノ進歩スルニアラスンハ反テ彼等ヲシテ不幸ノ地位ニ陥ラシメンカ從來ノ実験ニ徴シテ憂慮スル所ナリ尚ホ他ニ一ノ困難ナル事情アリ土人ノ範圍是ナリ現今土人ハ漸次減少スルノ形跡アルモ亦一方ヨリ觀レハ雜種人ノ甚タ増加スルモノ、如シ然ラハ此等ノ雜種人ハ土人ノ範圍ニ屬スルモノナルヤ否ヤ之ヲ弁別スルハ決シテ容易ノ業ニアラサルヘシ之ヲ要スルニ這般ノ事タル暫ク行政庁ノ処分

〔資料〕

〔凡例〕

- ・それぞれの会議録の前に、参考として議案に提案された法律案の条文を掲載した。法律案の条文はそれぞれの本会議の議事録による。
- ・原資料の漢字の旧字体などは原則として常用のものに改めた。
- ・原資料にはいわゆる行アケはないが、読みやすさを考慮して、委員会の審議の日程ごとに間を行アケとした。
- ・〔 〕内は小川による注記である。

第五回帝国議会議院委員会會議録 北海道土人保護法案
審査特別委員会會議録

〔法案〕

北海道土人保護法

- 第一条 北海道庁長官ハ管内在住ノ土人ヲシテ土地ヲ開墾シ農業ニ就カシメムコトヲ務ムヘシ
- 第二条 土人ニシテ農ヲ業トセムコトヲ希望スル者アルトキハ北海道庁長官ハ成ルヘク其ノ在住接近ノ地ニ於テ一戸六千坪乃至一万余千坪ノ未墾地ヲ附与スヘシ
- 第三条 土地開墾ニ従事スル土人ニハ一戸ニ付農具料貳拾円ヲ支給シ成墾地一段歩毎ニ其ノ初年ニ限り種穀料貳円ヲ給与スヘシ
- 第四条 第二条第三条ノ保護ニ依リ墾成シタル土地ハ向三十年間売買譲与ヲ禁ス但シ正当ノ相続人ニ譲リ又ハ子弟ニ分与スルハ此ノ限ニアラス
- 第五条 土地ノ附与ヲ受ケタル年ヨリ向十五年間ヲ経ルモ尚成墾セサル土地アルトキハ其地ニ限り官ニ没収ス

第六条 北海道庁長官ハ学齡児童ヲ有スルノ土人ニ訓諭シ其ノ子弟ヲ就学セシムヘシ

第七条 土人ノ子弟ニシテ就学スル者ハ其ノ授業料ヲ免シ教科書及要具料トシテ半年毎ニ金一円ヲ給与ス

第八条 北海道庁長官ハ土人ヲ訓戒シ衛生上ノ注意ヲ促スヘシ

第九条 北海道庁長官ハ区戸長ニ命シ其ノ区町村内在住ノ土人ニシテ重病ニ罹ル者アルヲ発見スルトキハ其ノ接近地ノ医師ニ嘱託シテ治療ヲ施サシムヘシ

此ノ法律ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

○北海道土人保護法審査特別委員会會議録

委員成立

明治二十六年十二月五日加藤政之助君提出北海道土人保護法案ノ審査ヲ附托スルタメ議長ハ本院ノ決議ニ依リ九名ノ特別委員ヲ指名ス其氏名左ノ如シ

角 利 助君 百万 梅治君 加藤 政之助君

大野亀三郎君 井上角五郎君 石原半右衛門君

菊池 九郎君 飯村丈三郎君 児玉 仲児君

明治二十六年十二月六日午前十一時委員長及理事互選ノタメ集會ス其出席員左ノ如シ

加藤政之助君 角 利 助君 石原半右衛門君

児玉 仲児君

〈執筆者（掲載順）〉

ほんだ ゆうこ 本田 優子（財団法人アイヌ民族博物館特別学芸員、北海道立アイヌ民族文化研究センター非常勤研究職員）
こうち りえ 甲地 利恵（北海道立アイヌ民族文化研究センター研究職員）
さとう ともみ 佐藤 知己（北海道大学大学院文学研究科助教授、北海道立アイヌ民族文化研究センター非常勤研究職員）
おおたに よういち 大谷 洋一（北海道立アイヌ民族文化研究センター研究職員）
おがわ まさひと 小川 正人（北海道立アイヌ民族文化研究センター研究職員）

北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第8号

2002年3月25日発行

編集・発行 北海道立アイヌ民族文化研究センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階

電話 011-272-8801～03 ファクシミリ 011-272-8850

<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-ambkc/hacrc/hp/>

印刷所 北海道機関紙印刷所 ☎ 011-716-6141



この研究紀要は、環境に配慮した再生紙を使用しています。
古紙配合率100%、白色度70%（本文のみ）

